

2015年(平成27年)1月14日

関係者各位

大阪弁護士会
会長 石田 法子
同 消費者保護委員会
委員長 薬袋 真司

シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅹ ストップ！悪質商法・迷惑勧誘 ～Do-Not-Call／Knock制度の可能性～」について(案内)

平素は当会消費者保護委員会の諸活動にご理解とご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

さて、来る2月7日(土)の午後1時より弁護士会館2階「クレオ」BC(東京)において開催いたします標記シンポジウムを当会会館においてテレビ中継をする運びとなりました(詳細は裏面のチラシをご参照下さい)。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、是非とも本シンポジウムにご参加くださいますようお願い申し上げます。

また、準備の関係上、お手数をおかけしますが、ご参加いただける場合は下記参加申込書に必要事項をご記入の上、2月5日(木)までにファクシミリにてお申込ください。

記

日 時：2月7日(土) 午後1時～午後5時 [開場 午後12時30分]

場 所：大阪弁護士会館12階1203会議室

主 催：日本弁護士連合会

参加費：無 料

以 上

回 答 書(※FAX:06-6364-7477 へご返送ください)

標記シンポジウムに出席します

貴 名：_____

ご所属：_____ (TEL：_____)

【問合せ先】大阪弁護士会 消費者保護委員会 担当事務局

TEL：06-6364-1227

- ※ ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。
- ※ 一時保育サービス(要予約・無料)の利用を希望される方は までに1月30日(金)の午後5時までに当委員会担当事務局(大阪弁護士会委員会部人権課/TEL06-6364-1227)までお電話にてお申込みください。なお、対象は首がすわっている乳児～未就学児、利用時間は本シンポジウムの開始15分前から終了15分後までといたします。
- ※ 本シンポジウムはテレビ会議システムによる中継で実施しますので、回線のトラブルにより画像等が乱れた場合はご容赦願います。
- ※ システムの不具合等によりテレビ会議システムによる中継が実施できない場合がございますので、予めご了承ください。

ストップ！悪質商法・迷惑勧誘

～Do-Not-Call/Knock 制度の可能性～



日時：2015年2月7日（土）

午後1時～5時

（開場午後0時30分）

場所：弁護士会館2階「クレオ」BC

※参加費無料・事前申込不要



【交通手段】

地下鉄霞ヶ関駅（B1-b 出口）から徒歩1分
（会館B1に直結）

地下鉄有楽町線 桜田門駅（5番出口）から徒歩8分

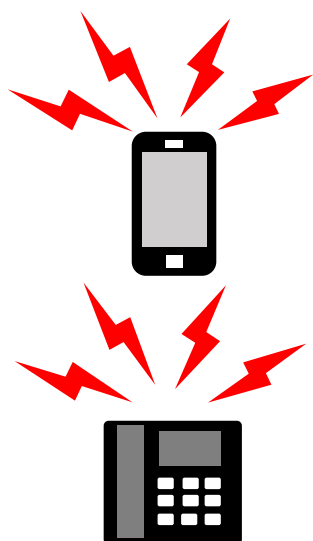
地下鉄日比谷駅（A14、A10 出口）から徒歩10分

第1部 基調報告（予定）

- 樋口 和彦（関東弁護士会連合会消費者問題対策委員会委員）
「不招請勧誘規制における Do-Not-Call/Knock 制度の位置付け」
- 吉岡 康博（日弁連消費者問題対策委員会幹事）
「韓国における Do-Not-Call 制度 ～その仕組みと特色」
- カリスコス アントニオス 氏（関西大学准教授）
「Do-Not-Call 制度の世界的広がり ～諸外国の制度の紹介」
- 葉袋 真司（日弁連消費者問題対策委員会委員）
「外国の訪問販売お断りステッカー ～豪・米・英・ルクセンブルク」
- 大濱 巖生（日弁連消費者問題対策委員会委員）
「日本に Do-Not-Call の導入を～京都弁護士会の意見書の紹介」

第2部 パネルディスカッション

- コーディネーター
樋口 和彦（関東弁護士会連合会消費者問題対策委員会委員）
- パネリスト
カリスコス・アントニオス氏（関西大学准教授）
石戸谷 豊（日弁連消費者問題対策委員会委員
・内閣府消費者委員会委員長代理）
- 大濱 巖生（日弁連消費者問題対策委員会委員）
葉袋 真司（日弁連消費者問題対策委員会委員）
松苗 弘幸（日弁連消費者問題対策委員会委員）



◆消費者の要請なしに行われる取引の勧誘（不招請勧誘）は、それ自体が迷惑であるだけでなく、悪質商法の温床ともなりやすいものです。電話勧誘や訪問勧誘という方法の場合、消費者が応答を強いられるため、その傾向がより顕著なものとなります。

◆望まない電話勧誘を未然に防ぐための仕組みとしては、Do-Not-Call 制度（電話勧誘拒否登録制度）があります。この制度は、2003年に全米で導入され、世界的広がりをみせ、2014年には韓国とシンガポールでも運用が始まっています。他方、訪問勧誘では、アメリカの地方自治体やオーストラリアなどでは、訪問販売お断りステッカーに法的な効果が認められています（Do-Not-Knock 制度）。

◆本シンポジウムでは、不招請勧誘の規制のあり方としての Do-Not-Call/Knock 制度の可能性を検討していきたいと思っております。

